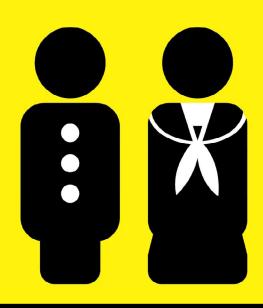
## 消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



## 除毛剤のトラブルに注意!

~使用方法とともに、契約内容も必ず確認~

「インターネット通販で購入した除毛クリームを使ったところ、顔や腕に発疹ができた」、「SNSを見て買った除毛クリームが定期購入で、解約を申し出ると、5回購入が条件だと断られた」といった、若者からの除毛剤等に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

除毛剤は医薬部外品に分類されており、顔には使用できないことなど使用上の注意に記載されています。また、相談内容のほとんどは通信販売で定期購入した事例であり、 1回目の購入金額は、未成年でも小遣い程度で購入できる安価に設定されていることが ほとんどですが、中途解約が難しい場合や追加支払いを請求される場合もあります。

除毛剤等を購入・使用する際には、

- ・用法・用量や使用上の注意をきちんと守る!
- ・1回限りか、2回目からはいくらか、

解約方法など、契約内容は購入前に必ず確認!

困ったとき、
心配になったときは、
1888

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を ご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします



## 徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階

TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ



https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/